

意見書

平成 20 年 2 月 14 日

情報通信審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし

住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号

(ふりがな) びーびーかぶしがいいしゃ

氏名 ソフトバンク B B 株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし

住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号

(ふりがな) かぶしがいいしゃ

氏名 ソフトバンクテレコム株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし

住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号

(ふりがな) かぶしがいいしゃ

氏名 ソフトバンクモバイル株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

情報通信審議会議事規則第 5 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 20 年 1 月 15 日付け情審通第 3 号で公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「平成 20 年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定」に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

【 総論 】

光アクセスサービスにおける公正な競争環境を確保するためには、今回、東日本電信電話株式会社(以下、「NTT東日本」という。)及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT西日本」という。)により認可申請がなされている加入光ファイバに係る接続料のさらなる低廉化、並びに「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」(以下、「NGN接続ルールの在り方」という。)¹において検討されている、OSUの共用を前提とした分岐端末回線あたりの接続料設定(以下、「OSU共用」という。)の両方を実現することが必要です。これらの実現により、光アクセスサービスにおける公正な競争環境が確保され、同サービスのさらなる需要の拡大が見込まれることとなり、その結果、平成 19 年 11 月 9 日の社長会見においてNTTが 2010 年に 2,000 万回線へと下方修正した需要見込みを上回る需要を電気通信事業者全体で達成することが可能になるとともに、光アクセスサービスエリアの拡大やサービス料金の低廉化が実現されるものと考えます。

しかしながら、今回申請がなされている加入光ファイバに係る接続料水準は、現行の接続料と大差のない高い水準にあり、光ファイバ部分にのみ着目するとNTT 西日本に至っては値上げされている状況です。光アクセスサービスが、より多くの消費者に利用されるようにするためには、同サービスに係る接続料に関して主に以下の見直しや取り組みを行い、接続料水準のさらなる低廉化に向けて検証を深める必要があると考えます。

- ・ 将来原価方式を適用する場合の主旨に鑑み、可能な限り長期の算定期間を採用すること
- ・ 稼働中の光ファイバの利用期間は今後もより長期化すると想定されること等から、光ファイバに係る経済的耐用年数は、過去の撤去実績を踏まえた撤去法で算定するのではなく、30 年以上の年数を設定すること
- ・ 接続料の適正性について厳格な検証が実施可能となるよう、算定に係る需要、費用や効率化係数等の各種パラメータについて十分な情報を NTT 東日本及び NTT 西日本(以下、「NTT 東西」という。)に開示させること

加えて、本申請で実施することとされている次回の接続料算定時における乖離額調整につ

¹ 次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について【平成 19 年 10 月 26 日付 諮問第 1195 号】

いては、認めるべきではないと考えます。乖離額調整については、平成 19 年 3 月 30 日付答申「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」に基づく接続料規則の改正の際、情報通信審議会電気通信事業部会及び接続委員会における複数回に及ぶ議論の結果、同調整の適用は、新規かつ今後相当の需要の増加が見込まれるサービスを除くこととされたところです。今回 NTT 東西より特別許可の申請のあった乖離額調整は、直近に整理された当該答申内容に反するものであり、認められるものではありません。

以上、今回認可申請がなされている加入光ファイバに係る接続料については、上記を踏まえるとその適正性に疑いのある可能性が高いと考えられるため、認可されるべきではなく、上記項目について見直しを行った上で、NTT 東西より補正申請がなされるべきと考えます。

以下に、弊社共の意見の詳細を述べさせていただきます。

【 各論 】

1. 分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料設定

今回認可申請がなされている加入光ファイバに係る接続料は、シングルスター方式(光信号端末回線伝送機能)及びシェアドアクセス方式(光信号端末回線伝送機能)の2方式のみとなっていますが、接続事業者が NTT 東西と同等の条件でサービス競争を行うためには、これら2方式では不十分です。具体的には、今後光アクセスサービスの提供方式において大勢を占めると考えられるシェアドアクセス方式については、OSU 共用を前提とした分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定を行うことが必要であると考えます。

シェアドアクセス方式における現状の接続料設定の下では、獲得可能な需要が 30 世帯程度という上限がある NTT 東西の設定する光配線区域毎に、接続事業者は 1 契約目から 8 契約分(1 芯)の加入光ファイバをまとめて利用することが必要とされるため、複数の事業者が参入した場合に個々の事業者が獲得可能な需要が低水準に制限され、1 契約あたりの接続料が高止まりするといった構造的な問題が存在しています。このため、現在のシェアドアクセス方式による光アクセスサービスには、複数の事業者が参入し難い実質的な参入障壁が存在し、事実上競争が不可能な状態にあるといえます。

電気通信事業法(以下、「事業法」という。)第 33 条においては、競争事業者による設備構築が困難な加入者(端末)回線網を NTT 東西が保有していることを念頭に置いた設備開放義務やその設備の接続条件を定めた接続約款の認可制度が設けられています。具体的には、「他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備として指定することができる」とし

た不可欠設備規制が設けられていますが、当該不可欠設備を利用し提供されているシェアードアクセス方式の接続料設定については、そもそも前述のような構造的な競争阻害要因が存在しており、このような競争事業者に対する参入制限が継続されていることは、NTT 東西と接続事業者間の同等性が担保されておらず、実質的な設備開放がなされていない状況が継続されていると言えるため、不可欠設備規制を課している事業法第 33 条に照らして問題があるものと考えます。

加えて、1 分岐回線での接続を可能とする接続ルールの整備を行わず、現状の 8 分岐単位での提供のみを認めることは私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下、「独占禁止法」という。)に照らしても問題があるものと考えます。具体的には、現在 NTT 東西は、光ファイバの接続条件においては、8 分岐単位での提供のみを認め、1 分岐単位での提供を拒絶していますが、このような行為は、他事業者による光アクセスサービスへの新規参入を阻害し、同サービスを提供しようとする事業者の事業活動を排除する行為として単独取引拒絶(独占禁止法第 2 条第 9 項第 1 号、一般指定第 2 項)に該当する可能性があり、さらにこのような 8 分岐単位での貸し出し形態は、光アクセスサービス市場における競争を実質的に制限しているものとして、私的独占(独占禁止法第 2 条第 5 項)、独占的状态(独占禁止法第 2 条第 7 項)に該当する可能性があります。

このように、現行のシェアードアクセス方式については、構造的な参入障壁が存在するため、光アクセスサービスにおける競争環境を確保するためには、OSU 共用により、ADSL と同様に 1 契約ごとに 1 分岐回線での接続を可能とする接続ルールの整備が必要です。こうした接続ルールの整備により、NTT 東西利用部門と接続事業者との同等性が担保され、競争事業者の参入がなされサービス競争が進展するとともに、提供に係る費用の低廉化が実現することとなり、料金低廉化やサービス提供エリアの拡大等といった利用者利便の拡大に繋がるものと考えます。

なお、NGN 接続ルールの在り方の議論の結果、分岐端末回線あたりの接続料設定が実施されることとなった場合には、光アクセスサービスに係る契約数や稼働芯線数の増加が見込まれる等、本申請における接続料算定の前提に変更が生じることとなるため、NTT 東西は、需要及び費用予測を再度見直した上で接続料の再算定を行い、補正申請を即時に実施すべきです。

2. 接続料算定に係る問題点

(1) NTT 東西の申請内容に係る問題点

加入光ファイバに係る接続料については、前述の分岐端末回線あたりの接続料設定がなされていないことによる構造的な競争阻害要因の存在に加え、その設定の元となる本申請における接続料水準にも問題があるものと考えます。例えば、今回申請がなされているシェアードアクセス方式の接続料は NTT 東日本で 652 円の減、NTT 西日本で 340 円の減となっています

が、この要因は、主に加算料及び局外光スプリッタに係る接続料が低廉化したことによるものです。すなわち、光ファイバ部分にのみ着目すると、NTT 東日本の値下げ額は 61 円に過ぎず、NTT 西日本に至っては 274 円の値上げとなっています。このように、シェアアクセス方式の接続料の主要な部分を占める光ファイバ部分の接続料水準自体が低廉化していないことから、その算定根拠を十分に検証し、光ファイバ部分に係る接続料の低廉化を実現することが必要と考えます。

(光主端末回線接続料の水準)

	申請案		現行接続料	
NTT 東日本	4,368円 (652円)		5,020円	
	光ファイバ	3,823円 (61円)	光ファイバ	3,884円
	FTM	183円 (107円)	FTM	76円
	加算料	150円 (254円)	加算料	404円
	局外スプリッタ	183円 (444円)	局外スプリッタ	656円
NTT 西日本	4,647円 (340円)		4,987円	
	光ファイバ	4,158円 (274円)	光ファイバ	3,884円
	FTM	122円 (46円)	FTM	76円
	加算料	144円 (260円)	加算料	404円
	局外スプリッタ	223円 (400円)	局外スプリッタ	623円

以下に、本申請における接続料算定に係る問題点を詳述します。

算定根拠における情報の不足

現状、NTT 東西の開示している接続料算定根拠は、表面的な算定過程を示しているだけであり、本来算定根拠として重要となる算定根拠データの妥当性を示すものがないことから、

接続事業者において、接続料の妥当性を十分に検証することができず、本来接続料として負担すべきでない費用が算入されている可能性を払拭できない等の問題があります。以下に、接続料算定上、根拠が不明確な事項の一例を記載します。

- ・ マイグレーションを考慮した NTT 東西の地域 IP 網(以下、「地域 IP 網」という。)に係る B フレッツと NTT 東西の次世代ネットワーク(以下、「NTT-NGN」という。)に係る光アクセスサービス(以下、両サービスを合わせて「NTT 東西光アクセスサービス」という。)ごとの予測稼働芯線数等、NTT 東西光アクセスサービスの稼働芯線数予測の妥当性を確認できるデータ
- ・ 既存の未利用芯線の活用を前提とした最適な設備投資が実施された上で、未利用芯線数の将来予測がなされているのか等の妥当性を確認できるデータ
- ・ サービス別の契約予測数から算出される稼働芯線数の考え方や算出結果の妥当性を確認するためのデータ
- ・ 平成 20 年度以降、光ファイバについて経済的耐用年数を適用する場合の減価償却費の詳細な計算方法及び架空・地下の区別毎の影響額等
- ・ 複数の芯線を太束で敷設しているケース等における未利用芯線に関する減価償却費の見込み方の妥当性を確認できる情報
- ・ 各費用の配賦で用いられている数値や将来予測で使用されている各種伸び率等の具体的な数値を検証するためのデータ

なお、弊社共の考える本申請の算定根拠に係る不明点は、別添資料 1 に挙げているとおりです。別添資料 1 については、要確認事項として同様のものを弊社共より NTT 東西に送付し、確認を求めているところです。

算定期間

本申請では、将来原価方式に係る算定期間を、平成 20 年度から平成 22 年度までの 3 年間としています。3 年という期間は将来原価方式の算定期間として短く、不適当であると考えます。光ファイバに係る接続料については、「新競争促進プログラム 2010」において、算定の在り方に関する具体的な検討を実施すると記載²されているところであり、後述する点を考慮し、より長期の算定期間とすることが適当と考えます。

² (b) 光ファイバに係る接続料の算定方法の見直し

(中略) 当該算定方法の見直しについては、基本的に NTT 東西の申請を待って具体的な検討を行う。その際、算定方式の在り方^(一)、稼働芯線数の検証、設備投資コストに係る先行投資分コストの精査、光ファイバの耐用年数の検証、競争事業者に起因する設備投資リスクへの対応など多角的な観点から検討を行うこととし、情報通信審議会の審議を経て、速やかに結論を得る。() 下線は、弊社共に記載。

接続料規則において、将来原価方式を採用するのは、「電気通信役務が新規であり、かつ、今後相当の需要の増加が見込まれるものである」(接続料規則第8条第2項第1号)場合としています。本申請におけるNTT東日本の需要予測においては、平成22年度まで需要は同水準で堅調に伸びるとされており、NTT西日本の需要予測においては、平成22年度まで純増数が毎年度大きくなるとされています。このことから、需要は平成22年度で飽和傾向になるとは言えず、平成23年度以降においても接続料規則に定める「相当の需要の増加が見込まれる」という要件を満たすものと考えられるため、少なくとも算定期間は3年間ではなく、より長期間とすることが適当であると考えます。

具体的には、本申請の算定期間を平成13年度申請時と同様に7年間(平成20年度～平成26年度)とすることが適当と考えます。光アクセスサービスの需要は、前述のとおり今後も堅調に伸びていくものと考えられますが、この需要増に対応するための光ファイバに係るインフラ整備には長期間を要することが想定されるため、将来原価方式を採用する際の趣旨に鑑み、接続料の算定期間を7年間とし、光ファイバに係るインフラ整備が進展するまでの間、安定的な接続料設定を行うことが適当と考えます。

B フレッツ稼働芯線数に係る需要予測

本申請に係る稼働芯線数の需要予測については、大きく以下の2つの問題点があるものと考えます。

- (ア) 需要(契約数)予測の妥当性
- (イ) 需要(契約数)予測から稼働芯線数を算出する過程の妥当性

以下、この2点について詳述させていただきます。

(ア) 需要(契約数)予測の妥当性

一つ目の問題点は、需要(契約数)予測の妥当性に関する問題です。本申請におけるNTT東西の需要予測は、NTT東西が平成19年11月9日の社長会見において大幅な下方修正を実施した、「2010年度末に2,000万回線」という目標値を前提にして算出されています。また、接続事業者分の需要予測についても、接続事業者とのコンセンサス形成もないままNTT東西自身が行った需要予測を基にして算出されているところです。このようにNTT東西が独自に行った需要予測について、接続事業者がその妥当性を検証することは不可能です。

したがって、NTT東西は当該需要予測が妥当であると、第三者が判断するに足るだけの情報及び根拠を示し、自らの主張の妥当性を示すことが必要と考えます。例えば、地域IP網からNTT-NGNへの移行に際し、地域IP網とNTT-NGNとは個別に光アクセス

回線を利用することが明らかにされている³ことから、地域IP網に係るBフレッツとNTT-NGNに係る光アクセスサービスといったサービスごとの契約数予測や、NTT-NGNのサービスエリア展開計画並びに地域IP網からのマイグレーション計画といった具体的な移行計画に関する情報もあわせて開示される必要があります。

なお、現在検討が行われている NGN 接続ルールにおいて、OSU 共用等による NTT 東西利用部門と接続事業者間の公正競争環境の確保を通じた適切な接続料設定が実現されることにより、接続事業者も光アクセスサービスを積極的に展開することが可能となり、電気通信市場全体で従来 NTT 東西が目標値としていた 3,000 万回線を超える需要を獲得することも可能であると考えます。

(イ) 需要(契約数)予測から稼働芯線数を算出する過程の妥当性

また、二つ目の問題点として NTT 東西から提示されている算定根拠においては、契約数(需要予測)から稼働芯線数の算出までの詳細が全く開示されていないことが挙げられます。本申請では、ファミリータイプ、マンションタイプ、ベーシックタイプといったサービスタイプごとの契約数を考慮して B フレッツに係る稼働芯線数を算出しているとのことですが、これらの根拠となる個々のサービスタイプごとの契約数及び芯線稼働率が開示されない限り、接続事業者は契約数から稼働芯線数の算出過程を検証することは不可能であり、申請内容の妥当性を判断できません。さらに、地域 IP 網に係る B フレッツと NTT-NGN に係る光アクセスサービスでは個別の光アクセス回線を設定することを NTT 東西は表明しているため、稼働芯線数の算定の根拠としても NTT-NGN の展開計画及びマイグレーション計画を明らかにすることが必要と考えます。

「新競争促進プログラム 2010」においても、光ファイバの接続料算定に係る稼働芯線数の検証を実施することが記載⁴されており、NTT東西は、第三者が稼働芯線数の妥当性について詳細な検証を行うことが可能となるよう十分に情報を開示することが必要と考えます。

光ファイバに係る経済的耐用年数

光ファイバに係る経済的耐用年数は、「LRICモデルの経済的耐用年数を推計する際の考え方を踏まえ算定」されているとのことから、過去の撤去実績を踏まえ撤去法により推計さ

³ 「次世代ネットワークを利用した商用サービスに関する活用業務の認可申請等について」(平成 19 年 10 月 25 日付 NTT東西報道発表資料)

⁴ (b) 光ファイバに係る接続料の算定方法の見直し

(中略) 当該算定方法の見直しについては、基本的にNTT東西の申請を待って具体的な検討を行う。その際、算定方式の在り方、稼働芯線数の検証^(一)、設備投資コストに係る先行投資分コストの精査、光ファイバの耐用年数の検証、競争事業者に起因する設備投資リスクへの対応など多角的な観点から検討を行うこととし、情報通信審議会の審議を経て、速やかに結論を得る。()下線は、弊社共に記載。

れているものと考えますが、過去の撤去実績のみで算定することやNTT東西に起因する撤去実績を含めて算定することは、以下の理由により適切でないものと考えます。光ファイバの耐用年数については、「新競争促進プログラム 2010」において、具体的な検証を実施することが記載⁵されているところであり、後述する点を考慮し、より長期間となる30年以上の経済的耐用年数とすることが適当と考えます。

- ・ 光ファイバ・光ケーブル・加入者引込線の技術は現在ほど成熟していなかったと考えられること
- ・ 光ファイバの主流がマルチモード光ファイバからシングルモード光ファイバへと移行し、再敷設が発生したと考えられること

さらに、平成20年1月29日付けの情報通信審議会答申「接続料規則の一部を改正する省令案等について」の別添における考え方1においては、「光ファイバの経済的耐用年数の推計方法については、今後の技術革新や市場環境の変化等を踏まえ、必要に応じ検討することが適当である。」と示されているところであり、本申請においても今後の技術革新や市場環境の変化等を踏まえた形で経済的耐用年数の推計を行うべきと考えます。なお、同答申の考え方1においては、「光ファイバについては、最新の利用状況等の実績把握が可能」との記載があることから、過去から直近までの利用状況等の実績を把握するだけでなく、利用されている最新の技術等についても含めることとし、経済的耐用年数の推計を行うことが必要と考えます。

光ファイバに係る経済的耐用年数の推計においては、直近の光ファイバの撤去実績を利用し、撤去されていない稼働中の光ファイバについては、撤去までの期間が過去の実績と比較し長くなると想定して算定する等、算定に用いられている耐用年数より長期間を適用することが適当と考えます。具体的には、光ファイバの経済的耐用年数は、より長期間となる30年以上とすることが適当と考えます。

さらに、今後、NTT東西はNTT-NGNの提供エリアから順次、地域IP網のマイグレーションを行う方針⁶を明らかにしていますが、このマイグレーションの際、光信号分岐端末回線(引込線)等が、経済的耐用年数はおろか法定耐用年数すらも満たない年数で、撤去等が実施されることも想定され、このようなNTT東西の計画に起因する撤去も含めた撤去実績により経済的耐用年数を推計すると、光ファイバの本来の経済的耐用年数よりも短く算出される可能性があり、その結果、光ファイバ接続料が高止まりし、利用者料金の低廉化を妨げる恐れがあります。ひいては、需要拡大も停滞し、ブロードバンドサービス市場の成長を阻害

⁵ (b) 光ファイバに係る接続料の算定方法の見直し

(中略) 当該算定方法の見直しについては、基本的にNTT東西の申請を待って具体的な検討を行う。その際、算定方式の在り方、稼働芯線数の検証、設備投資コストに係る先行投資分コストの精査、光ファイバの耐用年数の検証、競争事業者に起因する設備投資リスクへの対応など多角的な観点から検討を行うこととし、情報通信審議会の審議を経て、速やかに結論を得る。()下線は、弊社共に記載。

⁶ 「次世代ネットワークを利用した商用サービスに関する活用業務の認可申請等について」(平成19年10月25日付 NTT東西報道発表資料)

するという悪循環を引き起こす可能性があるものと考え、現在採用されている撤去実績のみで経済的耐用年数を算出する算定方法を今後も継続することは不適當であると考えます。

また、本申請に係る算定根拠においては、光ファイバの固定資産及び減価償却費が架空、地下、海中に細分化されていないことなどから、今回光ファイバに関して経済的耐用年数を適用したにもかかわらず、その効果を確認することができない状態にあります。したがって、算定内容の妥当性を検証可能とすべく、光ファイバに係る固定資産、減価償却費を架空、地下、海中に細分化すること及びその影響額を明らかにすることが必要であると考えます。

効率化係数

本申請に係る算定根拠では、費用予測の際に見込む効率化係数は 3%とされていますが、現状の算定根拠からはこの数値の妥当性を検証することはできず、そもそもその水準自体十分ではないものと考えます。競争事業者においては調達時に入札を実施することや、リバースオークションの実施、設備機器の価格低下等、様々な手段によりさらなる効率化を図っているところであり、NTT 東西においても、NTT のグループ会社を中心に業務委託等を行うのではなく、競争事業者と同様、オープンな調達や業務委託等を実施することにより 3%を超える効率化が実現可能であると考えます。したがって、まずは本申請に係る効率化係数算出にあたり NTT 東西がどのような効率化を見込んでいるか、具体的に開示させた後、その妥当性を検証することが必要であると考えます。

例えば、NTT東西と競争事業者の費用水準が乖離している等、効率化に係る妥当性の検証が必要な一例として、作業単金が挙げられます。平成 20 年 1 月 15 日に情報通信審議会に諮問された「実際費用方式に基づく平成 19 年度及び平成 20 年度の接続料等の改定」における作業単金は、NTT東日本:6,280 円/時間、NTT西日本:6,214 円/時間として認可申請がされていますが、一方で、一般的な通信工事技術者の作業単金は約 3,600 円/時間⁷となっており、1 時間単位で比較すると約 2,600 円もの差があります(この一般的な通信工事技術者の作業単金は作業者の待機時間や管理費・共通費等を加味したものとなっていることから、NTT東西の作業単金と原価範囲は同等であると考えられます)。こうしたNTT東西の作業単金と一般的な作業単金には大きな格差が生じているという一例からも、NTT東西における効率化は十分とはいえないものと考えます。

さらに、昨年取りまとめられた、「電気通信事業における会計制度の在り方について」に係る報告書の中でも「受託業務の効率化効果の把握」等が求められている⁸ことから、NTT 東西は本申請において使用している効率化係数 3%の詳細な根拠を開示し、外部よりその

⁷ 「建設物価」2008・1 月号 通信工事技術者賃金実態調査より、関東地区の監督又は主任の賃金平均額によると、一般的な通信工事技術者の作業単金は 28,500 円/日(8 時間)

⁸ 「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会」最終報告書(平成 19 年 10 月 11 日公表) P.46~P.49 第 6 章 2. 受託業務の効率化効果の把握

内容を検証すべきです。

設備稼働率・未利用芯線

本申請に係る意見募集資料の別紙 1 によれば、NTT 東西の利用芯線の割合は約 34% (平成 18 年度実績)とされていることから、現状では実に 66%もの光ファイバが未利用芯線となっており、この NTT 東西の先行投資に係る費用をも接続事業者が負担している状況にあります。

このような状況から、本申請の算定期間に係る需要に対しては、すでに敷設済みの未利用芯線により大部分が対応可能と考えられます。このため、予測した稼働芯線数の増加に応じて設備投資を行うといった単純な費用算定が行われているとすれば、これは過剰な投資が行われていることとなり、必要以上の不適切な費用が接続料原価に算入されているものと考えます。このような不適切な費用が接続料原価に算入されないようにするためにも、まずは NTT 東西の需要予測に基づく光ファイバの敷設計画、光ファイバの固定資産取得状況及び未利用芯線の実態に関する詳細な情報を開示させ、既存の未利用芯線を活用した最適な設備投資の実施が見込まれていることを確認する必要があると考えます。その上で、仮に過剰な設備投資が見込まれていることが判明した場合には、最適な設備量を元に各費用を算出しなおした上で、接続料を再度算定することが適当と考えます。

「新競争促進プログラム 2010」においても設備投資コストに係る先行投資分コストの精査を実施することが求められている⁹ことから、NTT 東西において詳細な検討を可能とするだけの情報開示を行い、外部にて算定根拠を精査することが必要です。

また、光信号分岐端末回線の接続料算定においても未利用芯線に係る問題があるものと考えます。光信号分岐端末回線において、NTT 東日本では少芯区間が設けられています。この場合、接続事業者が 1 芯のみ光信号分岐端末回線に係る接続申込を行っても複数の芯線が設置されますが、接続事業者において少芯区間の各芯線の稼働・非稼働や、効率的に敷設されているのか否かという検証ができません。こうした状況から、接続事業者が不要な未利用芯線にかかる費用を含めて接続料を負担していることが懸念されます。したがって、NTT 東日本における光ファイバ敷設の考え方(どのような基準で何芯の光ファイバを敷設するのかといった考え方等)や、現行の少芯区間における稼働率等の情報を開示すべきと考えます。

なお、前述のように、NTT 東日本は単芯区間と少芯区間の両方を考慮して光信号分岐端

⁹ (b) 光ファイバに係る接続料の算定方法の見直し

(中略) 当該算定方法の見直しについては、基本的に NTT 東西の申請を待って具体的な検討を行う。その際、算定方式の在り方、稼働芯線数の検証、設備投資コストに係る先行投資分コストの精査^()、光ファイバの耐用年数の検証、競争事業者に起因する設備投資リスクへの対応など多角的な観点から検討を行うこととし、情報通信審議会の審議を経て、速やかに結論を得る。()下線は、弊社共に記載。

末回線の接続料を算定していますが、NTT 西日本は単芯区間のみで算定されています。NTT 東日本が少芯区間を設置している理由は、主に効率化が図られるためであると理解していますが、効率的に光ファイバを敷設するためには、NTT 西日本も同様に少芯区間を設置すべきと考えます。仮に、NTT 西日本も既に少芯区間を設置している、若しくは接続料算定対象期間中に設置する計画がある場合には、NTT 西日本においても少芯区間を考慮した接続料算定を行うべきであり、これにより、NTT 西日本の光信号分岐端末回線における効率化も見込まれ、接続料原価の低減化が図られるものと考えます。

(2) 弊社共試算結果

(1)にて述べたとおり、弊社共としましては本申請に係る算定内容には見直すべき点が数多くあるものと考えます。仮に、NTT東日本の算定内容を元に、本意見書で述べたようなより適正な考え方にに基づき算定方法を見直し^(*)、接続料を算定した場合、NTT東日本における光主端末回線接続料については、約 2,800 円という算定結果が得られます。さらに、この接続料水準を前提にOSU共用を実現した場合、1 加入あたり接続料は約 800 円となります。これに加え、OSU共用による接続事業者を含めた需要の拡大等の効果を見込むことにより、弊社共がNGN接続ルールに係るヒアリング¹⁰において主張しました、617 円という 1 加入あたりの接続料水準を実現することが可能になるものと考えます。

(*1) < 主な算定方法の見直し項目 >

項目	主な見直し内容
算定期間	7 年間 (平成 20 年度 ~ 平成 26 年度)
需要予測	NTT 東西 : 平成 26 年度末に 3,000 万回線到達
経済的耐用年数	光ファイバの経済的耐用年数 : 30 年
効率化	調達価格見直し等により 30%を見込む
未利用芯線活用	稼動芯線数の算出に加味

弊社共試算の詳細は別添資料 2 を参照願います。

3. 乖離額調整制度に係る問題点

本申請と合わせて、NTT 東西は、接続料規則第 3 条に基づく乖離額調整制度の導入に関する特別の許可を求める申請を行っていますが、これらの申請は認めるべきではないものと考えます。昨年より実績原価方式接続料における事後精算制度が廃止され、乖離額の調整を行うこととして接続料規則が変更されたところですが、そもそも接続料規則において整備されたこの乖離額調整制度は、「電気通信事業法施行規則等の一部改正について」に係る平成 19 年 6 月 21 日付け情報通信審議会答申「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案等」における「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案等に対する意見及び

¹⁰ 情報通信審議会 電気通信事業部会・接続委員会 合同公開ヒアリング(第 9 回)
(平成 19 年 11 月 16 日開催)

その考え方」の考え方 4 で示されているように「従来実績原価方式により算定されていた接続料に係る精算方法を見直すことを目的としており、現在将来原価方式、長期増分費用方式等他の算定方法により算定されているものの扱いを変更するものではない。」とされています。このように、従来事後精算を実施しておらず、乖離額調整制度の対象外とされた将来原価方式において乖離額調整を実施することは、情報通信審議会電気通信事業部会及び接続委員会における複数回に及ぶ議論を経て取り纏められた平成 19 年 3 月 30 日付け答申「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」を踏まえて改正した接続料規則の趣旨に反するものであり、認めるべきではありません。

そもそも、接続料の算定根拠となる需要予測や芯線稼働率等の予測は、NTT 東西が独自に行っているものであり、かつ算定期間中の需要及び費用の実績は NTT 東西の事業運営結果に依存します。仮に、ここで乖離額の調整を実施しようとしても、接続事業者において NTT 東西の主張する接続事業者が負担すべき乖離額の妥当性を検証することは不可能であり、仮に乖離額調整が行われた場合、接続事業者は NTT 東西の主張する額を検証もできずに適用されることとなり、極めて問題です。このことから、本申請に関して乖離額調整制度を導入することは認めるべきではないものと考えます。

また、本接続料の算定に将来原価方式が採用しているのは、接続料規則第 8 条第 2 項第 1 号の「第一種指定電気通信設備にその電気通信設備を接続する電気通信事業者が第 4 条に規定する機能(法第 33 条第 5 項 の機能を除く。)を利用して提供しようとする電気通信役務が新規であり、かつ、今後相当の需要の増加が見込まれるものであるとき」という規定を根拠としているものと考えます。このような、今後相当の需要の増加が見込まれるサービスでは、新規事業者の参入も見込まれますが、これに対して乖離額調整制度が実施された場合、平成 23 年度以降に初めて光ファイバに係る接続料を支払うこととなる新規接続事業者は、本来平成 23 年度以前に相互接続を実施している接続事業者から徴収すべきであった接続料を代わりに負担させられることになり、逆に、光アクセスサービスの提供を終了する等、接続料の算定期間中に光ファイバに係る相互接続を解消した接続事業者は本来徴収されるべき接続料を負担せずにすむこととなります。このような観点から見ると、将来原価方式において乖離額の調整を実施することは、「不当な差別的取扱い」に該当し事業法第 33 条第 4 項第 4 号の規定に違反する恐れがあるものと考えます。

加えて、起因者負担が実現できないと考えられる「不当な差別的取扱い」とも受け取れる状況において、過年度の実績原価と接続料の実績収入額との乖離を調整した場合、常識的な解釈として、当該年度の実績原価は事業法第 33 条第 4 項第 2 号の「適正な原価」とは解されず、当該 33 条 4 項第 2 号にも違反する恐れがあるものと考えます。

さらに、接続事業者の事業活動への影響として、乖離額の調整が、将来原価方式に係る算定期間終了後に実施されるため、算定期間終了後に大きな不確定要素が生じることとなり、事前に NTT 東西の実績を把握できない接続事業者において乖離調整額の妥当性を確認することが不可能である以上、接続事業者の事業計画策定は困難となり、多大な悪影響を与え

るため、問題があるものと考えます。

乖離額調整の規模によっては、接続料の値上げが接続事業者で吸収し難い水準になり、利用者料金の値上げを誘発する可能性があることを考えると、その影響は接続事業者に留まらないと考えます。

以上のように、本申請に係る接続料について乖離額調整を実施することは、事業法の趣旨に反し、大きな問題を生じさせる可能性があるため、認められるべきでないと考えます。

以 上

【別添資料1】 本申請の算定根拠に係る不明点等

カテゴリ	不明点及び要望事項(一例)
契約数と芯線数の予測値関連	<ul style="list-style-type: none"> • 契約数の需要予測値が公表されているが、この予測値から芯線数の予測値の算定根拠が不明であり、算定方法を明らかにして欲しい。 • 芯線数の予測値を算出するにあたって、未利用芯線がどの程度予測され、これがどのように取り扱われているかが不明であり、未利用芯線の詳細な取り扱い方法についても、明らかにして欲しい。
	<ul style="list-style-type: none"> • Bフレッツの契約者数については、地域IP網からNTT-NGNへのマイグレーションも計画されていることから、地域IP網とNTT-NGN別の内訳を開示して欲しい。
光ケーブルに係る経済的耐用年数	<ul style="list-style-type: none"> • 算定過程において、光ファイバの耐用年数が使用実態等を踏まえた年数として織り込んでいるとのことであるが、これによる影響がどのように織り込まれているか把握できないことから、具体的な経済的耐用年数の織り込み方の詳細とその影響額を明らかにして欲しい。 • なお、この際、架空と地中の光ケーブルで経済的耐用年数も異なることから、架空及び地中の内訳も開示して欲しい。
効率化係数	<ul style="list-style-type: none"> • 算定に用いられている効率化係数を3%とした、具体的な根拠を提示して欲しい。
費用の将来予測	<ul style="list-style-type: none"> • 設備管理運営費のうち、営業費及び試験研究費の具体的な費用内容を明確にして欲しい。
	<ul style="list-style-type: none"> • 設備管理運営費や固定資産額の算定方法として、「取得固定資産の伸び率」を加味しているが、この各対象資産の範囲を明確にして欲しい。
	<ul style="list-style-type: none"> • 設備管理運営費のうち、減価償却費等の算定方法として、「光ケーブルは個別に算定」されているが、この具体的な内容を明確にして欲しい。

【別添資料2】

光アクセス回線接続料に係る算定根拠

 SoftBank

光信号主端末回線接続料の試算根拠

主な算定の考え方

- NTT東日本の算定根拠を基に接続料を試算。
- 将来原価方式を用い、算定対象期間を平成20年度～平成26年度の7年間とした。
- NTT東日本の需要予測を平成26年度まで同水準で延長し、平成26年度稼働芯線数を約450万とした。
(全国での光サービスは、3,000万回線超の水準)
- 光ファイバの減価償却期間は30年とした。
- 保全費等は、リバースオークション等の導入を見込んで、30%削減した。
- 局外光スプリッタは、実績値を基に個別に接続料を試算。

A. 前提条件

項番	項目	内容
	算定期間	7年間 (平成20年度～平成26年度)
	需要予測	NTT東西:平成26年度末に3,000万回線超
	光ファイバ経済的耐用年数	光ファイバの経済的耐用年数:30年
	オペレーション効率化係数	調達価格見直し等により30%を見込む

B. 費用

項番	項目	内容		備考
		光ファイバ	FTM	
	設備管理運営費	503,887 百万円	27,418 百万円	
	営業費	29 百万円	0 百万円	
	施設保全費	73,613 百万円	1,812 百万円	オペレーション効率化を考慮
	共通費	12,151 百万円	3,557 百万円	オペレーション効率化を考慮
	管理費	11,223 百万円	1,977 百万円	オペレーション効率化を考慮
	試験研究費	22,541 百万円	655 百万円	
	通信設備使用料	6 百万円	0 百万円	
	租税公課	94,101 百万円	2,493 百万円	
[= +]	減価償却費	261,444 百万円	16,113 百万円	
	光ケーブル	40,182 百万円	---	光ファイバ経済的耐用年数を考慮
	その他資産	221,262 百万円	---	
	固定資産除却費	28,778 百万円	812 百万円	
	他人資本費用	22,313 百万円	762 百万円	
	自己資本費用	102,686 百万円	3,514 百万円	
	利益対応税	70,669 百万円	2,417 百万円	
	合計	699,555 百万円	34,110 百万円	

	施設設置負担金分控除額	40,030 百万円	0 百万円	
--	-------------	------------	-------	--

[= -]	接続料原価	659,525 百万円	34,110 百万円	
---------	-------	-------------	------------	--

C. 需要

項番	項目	内容	
		光ファイバ	FTM
	芯線数	22,855 千芯	22,883 千芯

D. 料金額

項番	項目	内容	
		光ファイバ	FTM
	接続料原価	659,525 百万円	34,110 百万円
	芯線数	22,855 千芯	22,883 千芯
[= ÷]	料金額	2,405 円 / 芯 / 月	124 円 / 芯 / 月

E. 光信号主端末回線

項番	項目	内容	備考
	光ファイバ	2,405 円 / 月	
	FTM	124 円 / 月	
	加算料	150 円 / 月	
	局外光スプリッタ	158 円 / 月	試算の詳細は次ページに記載

[= + + +]	光信号主端末回線	2,837 円 / 月
-------------	-----------------	--------------------

局外光スプリッタの接続料

(1) 算定根拠

項目	項目	金額等
	人件費等	94,800 円/日
	材料費	60,000 円/日
[= +]	創設費合計	154,800 円/日
	局外光スプリッタの減価償却期間	30 年
	1日あたりのスプリッタ作業台数	3 台
[= ÷ ÷ 12ヶ月 ÷]	減価償却費	143 円/台/月
	機器保全費用率 (対減価償却費)	10%
[= ×]	保全費	14 円/台/月
[= +]	局外光スプリッタ接続料	158 円/台/月

(2) 主な適用パラメータ

- 光ファイバ等の資産は、経済的耐用年数を適用
- 設備調達は、技術革新、大量調達を見込み、調達価格を30%削減
- その他入力値は、弊社実績からの推計値

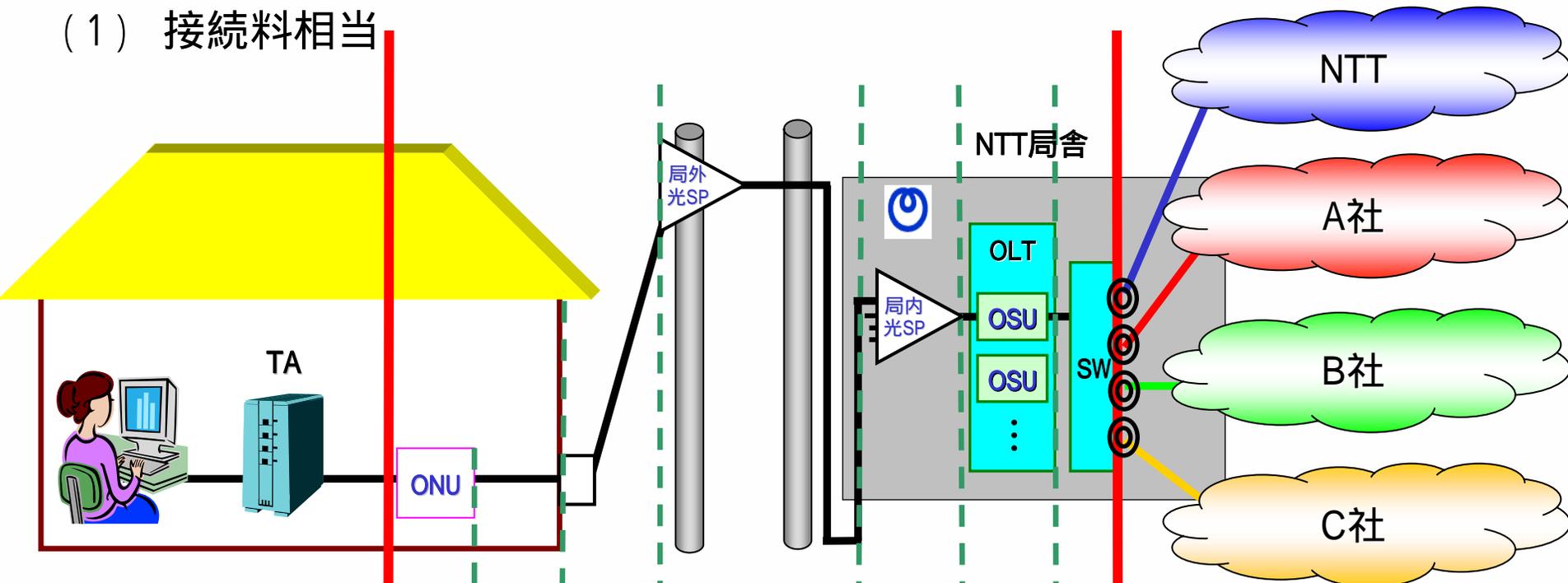
OSU共用時接続料の試算根拠

主な算定の考え方

- 光信号主端末回線に加え、以下の設備に関し、接続料を試算
 - ✓ 宅内装置 (ONU)
OSU共用時にNTT東西のONUを接続事業者も利用する前提
 - ✓ 宅内配線
OSU共用時にNTT東西の宅内配線設備を接続事業者も利用する前提
 - ✓ 光信号分岐端末回線
 - ✓ 局内光スプリッタ
 - ✓ OLT (OSU)
 - ✓ スイッチ (SW)

- 光ファイバの減価償却期間は30年とした。
- 保全費等は、リバースオークション等の導入を見込んで、30%削減した。
- 設備調達は、技術革新、大量調達を見込み、調達価格を30%削減した。
- OSU共用による平均設備稼働率を70%として、個々の設備について、1加入 / 1分岐あたりの接続料を設定した。

(1) 接続料相当



	宅内装置	宅内配線	光信号分岐端末回線	光信号主端末回線 (局外光スプリッタ含む)	局内光スプリッタ	OLT	SW	合計
現行料金 (1/8稼働の場合)	900	200	426	4,368	683	1,006	-	7,583
接続料試算値 (1/8稼働の場合)	33	47	196	2,837	124	229	19	3,485
NTTを含めたOSU共用	33	47	196	473	18	38	3	808

(2) 主な適用パラメータ

(単位：円)

- OSU共用による稼働率を70%と見込んで算定

(1) 算定根拠

項番	項目	金額等
	ONU取得価額	7,801 円
	大量調達による割引率	30%
[= × (1 -)]	大量調達を考慮したONU取得価額	5,461 円
	経済的耐用年数	18 年
[= ÷ ÷ 12ヶ月]	減価償却費	25 円 / 月
	機器保全費用率 (対減価償却費)	30%
[= ×]	保全費用	8 円 / 月
[= +]	ONU費用 (接続料相当)	33 円 / 月

(2) 主な適用パラメータ

- 設備調達は、技術革新、大量調達を見込み、調達価格を30%削減
- 保全費は、リバースオークション等の導入を見込んで、30%削減
- その他入力値は、弊社実績からの推計値

宅内配線の費用 (接続料相当)

(1) 算定根拠

項番	項目	金額等
	宅内配線原価	24,000 円
	大量調達による割引率	30%
[= × (1-)]	大量調達を考慮した宅内配線原価	16,800 円
	経済的耐用年数	30 年
[= ÷ ÷ 12ヶ月]	宅内配線費用 (接続料相当)	47 円 / 月

(2) 主な適用パラメータ

- 設備調達は、技術革新、大量調達を見込み、調達価格を30%削減
- その他入力値は、弊社実績からの推計値

光信号分岐端末回線の接続料

(1) 算定根拠

A. 光ファイバ

項番	項目	金額等		
		合計	単芯区間	少芯区間
[= +]	設備管理運営費 (円/回線・年)	4,151	3,237	914
	減価償却費相当 (円/回線・年)	2,022	1,532	490
	減価償却相当以外 (円/回線・年)	2,129	1,705	424
[= +]	大量調達を考慮した設備管理運営費	3,544	2,777	767
	大量調達による割引率	30%		
[= × (1-)]	減価償却費相当 (円/回線・年)	1,415	1,072	343
[=]	減価償却相当以外 (円/回線・年)	2,129	1,705	424
[= +]	設備管理運営費 (調整) (円/回線・年)	1,962	1,551	411
	光ファイバ法定耐用年数	10年		
	光ファイバ経済的耐用年数	30年		
[= × ÷]	減価償却費相当 (円/回線・年)	613	498	114
	オペレーション効率化係数	30%		
[= × (1-)]	減価償却相当以外 (円/回線・年)	1,490	1,194	297
[= ÷]	削減率		48%	45%
	資本費用・利益対応税 (円/回線・年)	481	290	191
[= ×]	見直し後 資本費用・利益対応税 (円/回線・年)	225	139	86
[= +]	合計 (円/回線・年)	1,690	1,392	497

B. 電柱

項番	項目	金額等		
		合計	単芯区間	少芯区間
	設備管理運営費 (円/回線・年)	443	318	66
	減価償却費相当 (円/回線・年)	183	135	28
	減価償却相当以外 (円/回線・年)	260	183	38
	設備管理運営費 (円/回線・年)	219	155	32
	耐用年数の長期化	5倍		
[= ÷]	減価償却費相当 (円/回線・年)	37	27	6
	オペレーション効率化係数	30%		
[= × (1-)]	減価償却相当以外 (円/回線・年)	182	151	32
[= ÷]	削減率	49%	49%	49%
	資本費用・利益対応税 (円/回線・年)	110	82	17
[= ×]	見直し後 資本費用・利益対応税 (円/回線・年)	54	40	8
[= +]	合計 (円/回線・年)	236	195	40

C. 1光信号分岐端末回線ごと

項番	項目	金額等
	貸倒率	0.0000%
[= ((A . + B .) ÷ 12ヶ月) × (1+)]	光信号分岐端末回線接続料	196

(2) 主な適用パラメータ

- NTT東の平成20年度適用接続料算定根拠資料をベースとした
- 光ファイバの耐用年数は、経済的耐用年数30年を適用
- 設備調達は、技術革新、大量調達を見込み、調達価格を30%削減
- その他入力値は、弊社実績からの推計値

局内光スプリッタの接続料

(1) 算定根拠

【局内光スプリッタ】

項目	項目	金額等
	大量調達による割引率	30%
	局外スプリッタの耐用年数の延長	5倍
	オペレーション効率化係数	30%
[= +]	設備管理運営費	1,604 百万円
	減価償却費	1,035 百万円
	減価償却費以外	569 百万円
[= +]	設備管理運営費 (大量調達による減額)	776 百万円
[= × (1 -)]	減価償却費	207 百万円
[=]	減価償却費以外	569 百万円
[= +]	設備管理運営費 (調整値反映)	646 百万円
[= ÷]	減価償却費	207 百万円
[= × (1 -)]	減価償却費以外	439 百万円
[= ÷]	削減率	40%
	資本費用・利益対応税	204 百万円
[= ×]	見直し後 資本費用・利益対応税	82 百万円
[= +]	合計	728 百万円
	設備数	142,950 台
[= ÷ ÷ 12ヶ月]	局内光スプリッタコスト	424 円/月

【局内光ファイバ】

項番	項目	金額等
	平均芯線長	46.5 m
	敷設ケーブル芯線数	200 芯
	建設物価平均	46,500 円/日
	光ファイバ単価	10 円/m
	コネクタ費用	1,000 円
[= × 3人日]	人件費	139,500 円
[= × ×]	材料費	93,000 円
[= × 400カ所]	コネクタ費用	400,000 円
[= + +]	局内ケーブル創設費	632,500 円
[= ÷]	創設費 1芯当たり単価	3,163 円/芯
	光ファイバ経済的耐用年数	30 年
[= ÷ ÷ 12ヶ月]	1芯あたり、減価償却費月額 (30年償却)	9 円/芯/月
	機器保全費用率 (対減価償却費)	100%
[= ×]	保全費	9 円/芯/月
[= +]	局内光ファイバコスト	18 円/芯/月

【局内光スプリッタ接続料】

項番	項目	金額等
[=局内光スプリッタ]	局内光スプリッタ	424円/月
[=局内光ファイバコスト]	局内光ファイバ	18円/月
[= +]	局内光スプリッタ接続料	442円/月

局内光スプリッタに、局内光ファイバ(光信号局内伝送路)に係る加算料を加えて算定。

(2) 主な適用パラメータ

- NTT東の平成20年度適用接続料算定根拠資料をベースとした
- 光ファイバ等の資産は、経済的耐用年数を適用
- 設備調達は、技術革新、大量調達を見込み、調達価格を30%削減
- その他入力値は、弊社実績からの推計値

OLT (OSU) の接続料

(1) 算定根拠

項番	項目	金額等 (算定期間5年)	備考
	OLT設備数	230,081 台	
	OLT1台あたり取得価格	100,000 円	
	OLTの経済的耐用年数	30 年	
[= × ÷]	減価償却費	767 百万円	
	機器保全費用率 (対減価償却費)	30%	
[= ×]	保全費	230 百万円	
	資本コスト・利益対応税	435 百万円	H16年11月補正申請に準じて適用
[= + +]	装置計	1,432 百万円	
	土地・建物等	1,045 百万円	H16年11月補正申請に準じて適用
[= +]	合計	2,478 百万円	
[= ÷]	10LT当たりコスト	897 円 / 月	

項番	項目	金額等	備考
[=]	10LT当たりコスト	897 円 / 月	
	局内光ファイバ	18 円 / 月	前スライド参照
[= +]	OLT接続料	915 円 / 月	

(2) 主な適用パラメータ

- 設備調達、技術革新、大量調達を見込み、調達価格を30%削減
- その他入力値は、弊社実績からの推計値

スイッチ (SW) の費用 (接続料相当)

(1) 算定根拠

項番	項目	金額等
	シェアドの光配線区画	1,500,000 区画
	1区画あたりの局外スプリッタ数	1 台
	局内スプリッタ分岐数	4 分岐
[= × ÷]	全局外スプリッタを収容するOSUの台数	375,000 台
	SW配下に収容するOSUの数	48 台
[= ÷]	全OSUを収容するSWの台数	7,813 台
	SW取得価格	3,500,000 円
	SWの経済的耐用年数	30 年
[= ÷ ÷ 12ヶ月]	SW 1 台あたりの償却費	9,722 円 / 月
	OSU 1 台あたりの加入者数	32 人
[= ×]	SW 1 台あたりの加入者数	1536 人
	機器保全費用率 (対減価償却費)	200%
[= ×]	保全費	19,444 円 / 月
[= (+) ÷]	SW費用 (接続料相当)	19 円 / 月

(2) 主な適用パラメータ

- SWの耐用年数は、経済的耐用年数を適用
- その他入力値は、弊社実績からの推計値